

2 供用開始する期日 平成15年10月29日

熊本県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年10月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月29日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇郡一の宮町大字中通字片隅 2578番1地先から 同所 字手野字当ノ木 2747番 地先まで	636.4	単道改

2 供用開始する期日 平成15年10月29日

熊本県告示第1061号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成15年10月29日

熊本県知事 潮谷 義子

1 調達物品等及び数量

(1) 名称

熊本県電子申請受付システム開発委託業務 一式

(2) 概要

いつでもどこでも行政手続が行える環境を整えるために行う「熊本県電子申請受付システム」の開発について委託する。

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しないもので本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6349・6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成15年10月30日（木曜）から平成15年11月13日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

熊本県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。